

目標地図作成の先行事例【A地区】秋田県B町

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	40.6ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	7.7ha
中心経営体数	7経営体（認農5、集1、到達1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

当地区は集落営農により水稻を栽培しているが、今後は高齢化により農地集積は加速することが予想されるため、経営基盤の強化や人材確保が課題となる。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 当地区の水田利用については、新たに法人を設立し水稻部門を集積・集約化させるとともに、地域内の中心経営体と共存を図っていく。
- 地域集積協力金を活用して集落内の農業生産基盤の強化を図りたい。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 貸付け等の意向が確認された農地は 177筆 302,754㎡
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 当地区はJAの西瓜及び花き等の青果物の生産拠点となっていることから、経営転換を進め引き続き産地の維持・拡大を図っていく。

2. 作成経緯

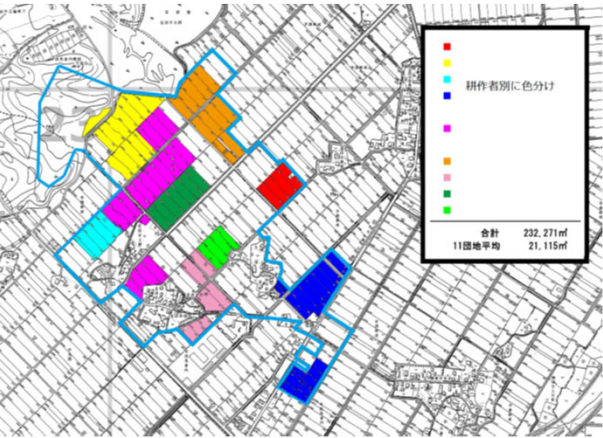
当初作成年次 令和4年2月

3. 目標地図の作成プロセス

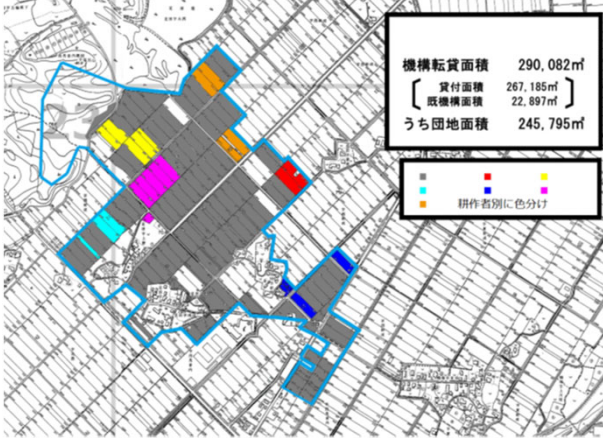
- 後継者不足や集落営農に行き詰まりを感じ、3人程度で法人設立を模索していたところ、町から人・農地プラン実質化の説明があり、水稻部門で集落型の法人化を決断。
- 令和2年度より、町の「人・農地プラン実質化支援事業」を活用し、話し合い組織を設立。農地中間管理機構を活用した集積・集約化についての説明会を町へ依頼。
- 説明会后、地区内の農家全員に後継者の有無や法人への参画についてアンケートを実施。
- 役員会を何度も重ね、法人の設立や運営方法等を協議した内容について、農家に説明し地区内の合意形成を行う。
- 最終的に法人へ預ける農地の意向調査を実施し、集積計画地図を作成。
- 令和4年1月に「農事組合法人B」を設立し、3月に農地バンクとの契約会を実施。
- 今後は、乾燥調製施設を整備し、法人での作業完結と持続的な農業経営を実践したい。

4. 目標地図

【現況地図】



【目標地図】



目標地図作成の先行事例【毛塚地区】埼玉県東松山市

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	16.9ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	4.05ha
中心経営体数	2経営体（認農法1、基本構想1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

ほ場の面積が狭く点在している現状は作業効率が悪い
ため、農地中間管理事業を活用し、1反～3反区画程度の耕作しやすい状態にする必要がある。また耕作者の高齢化が進んでいるため、新たな農地の受け手を確保し、担い手と共に休耕地を解消していく必要がある。

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

ほ場を1反～3反区画にしたうえで、中心経営体（2経営体）と地元農業者に集積。更にアンケートにおいて今後規模拡大の意向のあった4名を随時中心経営体に位置づけていくとともに、今後、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の受入れを促進することで更なる集積・集約を図っていく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

中心経営体が今後安定して営農を継続できるよう、農地の出し手・受け手の費用負担が発生しないように配慮し、農地耕作条件改善事業等の公的支援制度の活用を図るなど、行政との連携を行っていく。



2. 作成経緯

当初作成年次 令和2年

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

- ・ 点在する狭い水田では、苗運び等の作業負担が過大で、大型農機での作業性が悪い。
- ・ 休耕地の増加（荒廃農地増加前に対処する必要があった）
- ・ 区域内で水の便が悪く水稻の耕作に向かない土地があり、転作して利用する必要がある。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- ・ 出し手は休耕地の解消と農地の保全を、受け手はほ場条件等耕作状況改善を望んでいた。

【課題や意見への対応】

- ・ 集積は、各耕作者が現在耕作している最も広い水田中心に行う。
- ・ 集約は、農地耕作条件改善事業等を利用し、畦畔撤去等の個人負担がなるべく発生しないように行う。
- ・ 水の便が悪い土地は水稻以外に転作して利用してもらえるように受け手と協議して調整。
- ・ わかりやすくデジタル化した図面では場の集積・集約の調整状況を明示し、出し手・受け手への説明・調整をわかりやすくした。

【出し手・受け手の意識の変化】

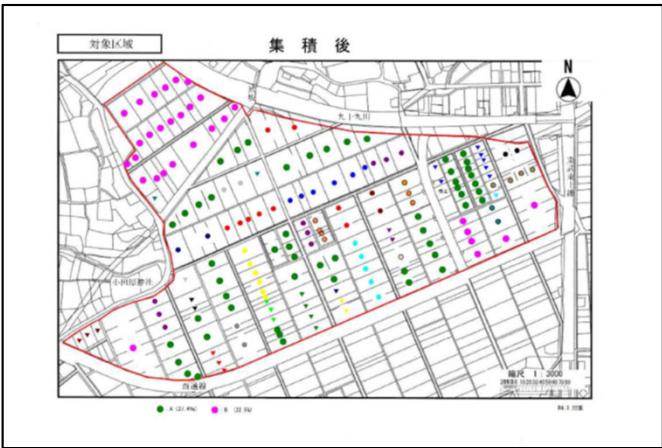
地域の農地を保全するコンセンサスが醸成され、出し手の協力も得られ、担い手へのほ場の集積・集約を推進している。

4. 目標地図

【当初令和2年】



【目標地図(令和5年)】



目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】 福井県小浜市

地区の主な作物	水稻	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	26ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	12ha
中心経営体数	6経営体（認農2、認農法1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

- 兼業農家が営農の中心となっている集落であり、農業者の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。
- 担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯圖の状態である。
- 農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10a規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の担い手個人5名及び1法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
- 農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成29年10月
変更年次 令和3年3月（実質化）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

- 人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。
- その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- 集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話し合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。
- 中心経営体となる担い手以外に、もうしばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。

【課題や意見への対応】

- 農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえるよう、集落在住の親戚等を通じて、話し合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。
- もうしばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農作業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。
- 中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

【出し手・受け手の意識の変化】

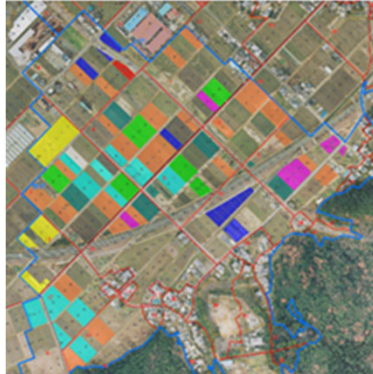
- 耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。
- 地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。
- 60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

4. 目標地図

【当初(令和元年度)】



【途中(令和2年度当初)】



【目標地図(令和2年度末)】



目標地図作成の先行事例【若狭町全域(うち瓜生地区)】 福井県若狭町

地区の主な作物	水稻	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	2, 070ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	1, 535ha
中心経営体数	1 0 8 経営体(認農 3 7、認農法 3 2、認就 9)		

1. 地区の概要<若狭町全域>

○地区の課題

農家の高齢化や担い手不足から、今後耕作できなくなる農地が増えることが懸念される中、農地の集積・集約化を進め持続可能な体制づくりが必要。特産である梅の生産者も減少しており、新たな担い手の育成が急務。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手への集約を進め分散錯圖を解消する。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農業をリタイアする者など、農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、人・農地プランを基に担い手へ集積・集約化する。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成24年12月

最終変更年次 令和元年10月（実質化みなし）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)<うち瓜生地区>

【作成に至るきっかけ】

- ・ プランは町全域。
- ・ 法制化に伴い、目標地図の作成が求められることが見込まれる中、課題（担い手農家・農地所有者の意向、土地改良等の賦課金等）や諸条件（耕作条件等）を調整し、円滑に集約化を進める先導役として、集積率が高い瓜生地区にて、目標地図を作成。

○目標地図作成の主なスケジュール（令和3年度）

- ・ 事前打ち合わせ（12月）
- ・ 担い手農家との意見交換会（3月）
- ・ 農業委員会原案作成（12月）
- ・ 目標地図作成・配布（3月）
- ・ 中心経営体への説明会（1月）
- ・ 中心経営体への個別打合せ（1・2月）
- ・ 農業委員会原案の修正（2月）

3. 目標地図の作成プロセス(その2)<うち瓜生地区>

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- ・ 担い手農家であっても、経営環境の変化により、10年後の離農は皆無ではない。
- ・ 集約に向けて農地を交換するには地主との了解が必要。
- ・ J A S 認定農家の耕作農地は変更できない。
- ・ 出来上がった地図は個別農家への配布も必要。

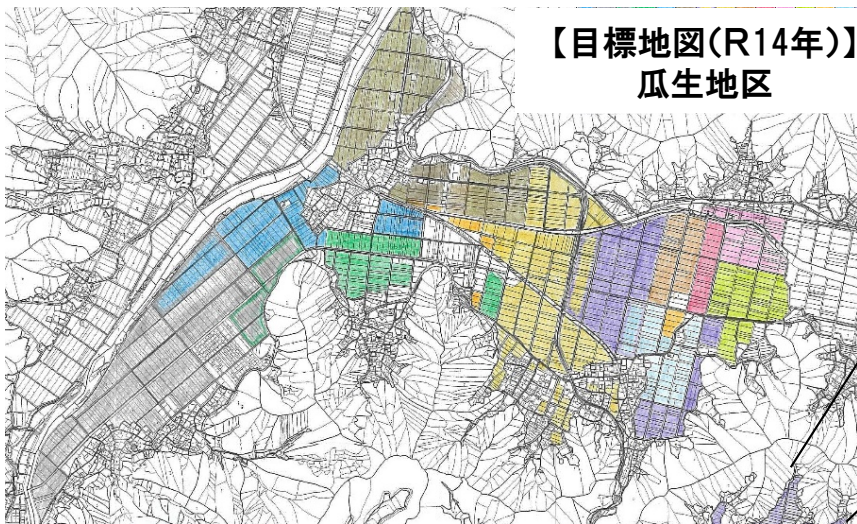
【課題や意見への対応】

- ・ あくまで目標であり、10年後を確定したものではなく、随時変更できる地図とする（経営体の意向を反映）。
- ・ 区長会を通じて、地主へお知らせ。
- ・ 地図にはアルファベット表記とし、個別名は記載しない。

【出し手・受け手の意識の変化】

- ・ 地区内の担い手農家が中心となり、地区内の農地を耕作することの意識付け。
- ・ 担い手農家の連携に繋がった。

4. 目標地図



目標地図作成の先行事例【笠郷地区】 岐阜県養老町

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	454ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	454ha
中心経営体数	9 経営体（認農 4、認農法 5）		

1. 地区の概要

○地区の課題

中心経営体への農地集積は約78%、用排分離されておらず、麦・大豆等の畑作物の作付が困難。今後は高収益作物への転換促進を図る必要がある。

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の水田利用は6経営体が担い、稲作・露地野菜等を中心に作付けを行いプランに基づいた集積を進めていく。園芸作物については、3経営体が担う。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の所有者が高齢化等に伴い農業をリタイアした際は農地を中間管理機構に転貸し、人・農地プランに基づいて農地を貸し出すこととする。



2. 作成経緯

当初作成年次 平成24年10月（目標地図作成）
変更年次 第1回 平成25年10月
令和元年7月（実質化）
最終変更年次 第9回 令和3年12月
※毎年夏頃に更新が必要かどうかの確認を行う。

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

平成24年、プランの策定例が国から示され、その中に地図も掲載されていたことから、将来的に必要なだと思い、関係機関と協力し、作成に取りかかった。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

地権者・担い手等全員が参加して地図を作成するのは困難だと考え、まずは現在耕作をしている担い手だけを集めて会議を行った。会議は担い手が率先して話し合い、必要に応じてJAにしみの・町が間に入り、1～2回の開催で合意を得ることができた。その後2か月程度で担い手の意向を基にプランの素案（ゾーニング地図含む）作成が終わり、担い手以外の者（農事改良組合・農業委員等）を含めた地域検討会を開催した。会終了後、農事改良組合長から、地権者にゾーニング地図についての内容を説明した。（説明内容：将来自分がリタイアしたときには、誰が耕作をしてもらえるのか等。）

【課題や意見への対応】

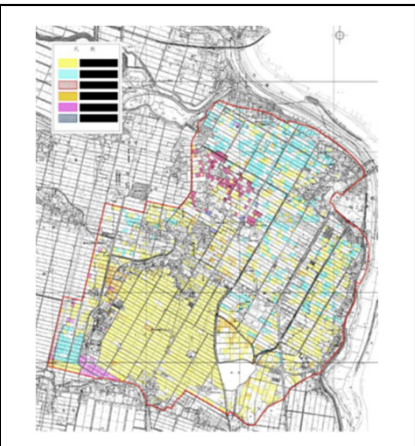
ゾーニングをするに当たり70～80代の地元の個人の担い手について、10年後でも営農ができるのかと問いかけたところ、若手の担い手が地図に位置付けてあれば、我々を地図に反映する必要はないとの反応があった。

【出し手・受け手の意識の変化】

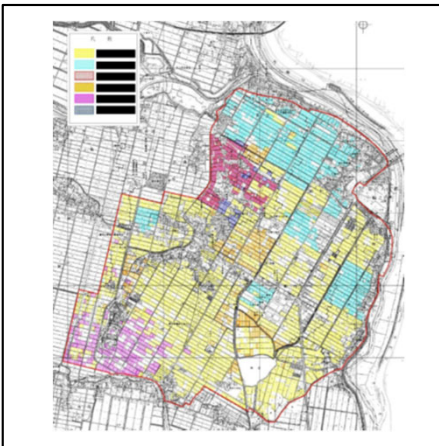
これまで利用権設定等で貸借を進めていたが、ゾーニング地図を作ったことでこの地区はこの人がやるということが地域で合意形成されたため、集約が進んだ。

4. 地図 ※H24およびR3は集積状況の地図

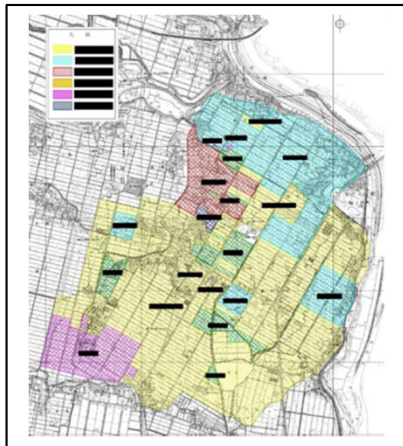
【当初H24年】



【途中(R3年)】



【目標地図】



目標地図作成の先行事例【愛西市全域地区】愛知県愛西市

地区の主な作物	露地野菜、水稻	地域区分	平地農業地域
地区内の耕作面積	3,149ha	今後中心経営体を引き受ける耕地面積	3,149ha
中心経営体数	183経営体（認農155、認農法19、集落営農9）		

1. 地区の概要

○地区の課題

水稻主体経営体は、機械が活用できる田の引受け意欲はあるが、活用困難な田及び畑については、新たな農地の受け手の確保が必要。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

水稻主体経営体の経営規模の拡大、作業の効率化等に資するゾーニングを完成するため、地区毎に水稻主体経営体を位置付け。既存の利用権は継続とし、中心経営体として位置付けた者以外の経営体への新規の利用権設定は原則不可。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地所有者は、原則として農地を機構に貸付け。
中心経営体の営農継続が困難になった場合には、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。

2. 作成経緯

当初作成年次	平成24年7月
変更新年次	第1回 平成24年10月 (市内4地区中1地区を除く地図作成)
	第16回 令和元年6月(実質化と判断)
	第17回 令和2年3月(残る1地区の地図完成)
最終変更年次	第21回 令和4年7月

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

知人からの依頼で隣接市で作業受託を行っていた農業者が、地図を使用してオペレーターの担当区域を集約している事例を知り、作業効率が高くなることを実感。同じ取組が当市でできないかと考え、JAの協力によりオペレーター毎の作業状況を白地図に色塗りしたのがきっかけ。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

地図を作成するに当たっては、JAと当該地域のオペレーターで白地図に作業ごとの色塗りを行い、同一のオペレーターが作業を行う比率の高い地区を当該経営体の担当地区として割当て。色塗りには約10回、その後のオペレーター同士の調整に約10回の話し合いが必要であった。地権者には、農地の受け手についてはJAに白紙委任する形で進めたため、地権者から特段の意見は出されなかった。一方で、市特産のレンコン作や畑作についてはゾーニングの対象外となっており、水田作とバッティングする集落もあるため、今後の検討が課題となっている。

【課題や意見への対応】

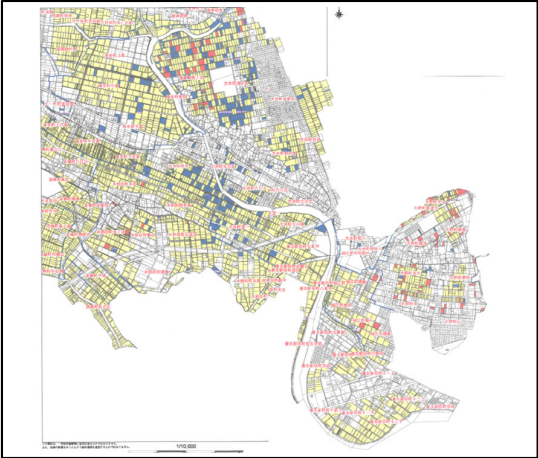
人・農地プランの見直しについては集落段階の実行組合単位で話し合いを進めているが、その際に、レンコン作や畑作の取扱いについて、JAや普及組織の協力を得ながら取り組むこととしている。

【出し手・受け手の意識の変化】

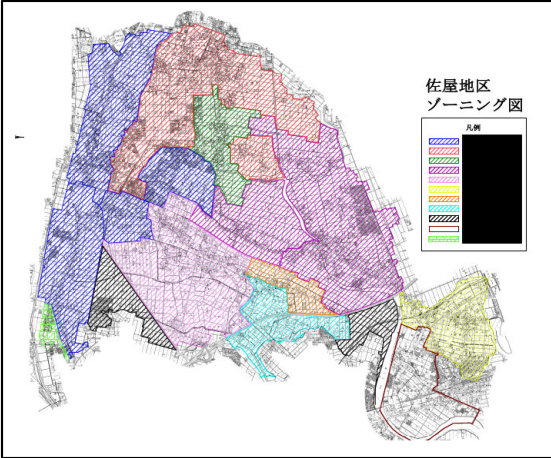
ゾーニングにより、出し手は地区担当のオペレーターを、また、オペレーターは自分が担当する地区を認識することができ、貸借等をめぐる混乱は生じなくなった。

4. 目標地図(最近完成した地区(佐屋地区)のもの)

【検討時点(H31年)】



【目標地図(R12年)】



目標地図作成の先行事例【A地区】滋賀県B市

地区の主な作物	水稻、大豆、野菜	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	26.5ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	6.6ha
中心経営体数	7 経営体（認農 6、集落営農 1）		

1. 地区の概要

- 地区の課題
- ・ 耕作者の高齢化
 - ・ 近隣集落の担い手との共存により農地を守っていく体制づくり
- 中心経営体への農地の集約化に関する方針
- 農地中間管理機構を活用し、中心経営体へ農地の集約化を図る。



2. 作成経緯

当初作成年次 令和3年3月（実質化）（目標地図作成）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

- 【作成に至るきっかけ】
- ・ 市職員はじめ関係機関が「将来図の作成＝当然すべきことである」との認識を持って、人・農地プランの作成を推進している。
 - ・ プラン作成のきっかけは、現在の耕作者の多くが70歳以上と高齢で、40～50代の方が将来への危機意識を持ち、集落営農を始めたいとしたこと。集落営農組織と、地域の農業者に当面集積する形で耕作者を決定。集落営農の研修会を実施し、将来についてのアンケートを配布して「集落営農に任せたい」ほ場を集積することとし、アンケート結果に基づき原案を作成。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

- 【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】
- 「集落の農地は集落で守りたい」という意識が強く、「他集落の担い手をどう扱うのか」という課題があり、近隣集落の担い手とも共存しながら農地を守っていく体制作りが必要である。
- 【課題や意見への対応】
- ・ 当面集落内の方の農地のみを集積した後、入り作者との調整を行うこととし、入り作者のほ場については当面現状維持とする将来図を作成。
 - ・ 最初から集落外の方の意見を聞いているとまとまりにくいと考えて、まずは集落内での意見を集約した。
- 【出し手・受け手の意識の変化】
- 地図を作成することで、具体的な推進方向のイメージをつかむことができた。

4. 目標地図

【当初令和3年】



【目標地図(5年～10年後)】



目標地図作成の先行事例【河辺地区】 京都府京丹後市

地区の主な作物	水稻、大豆、野菜	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	67.6ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	8.6ha
中心経営体数	5 経営体（認農 2、その他 3）		

1. 地区の概要

- 地区の課題
- ・ 農業従事者の高齢化、離農者の急増
 - ・ 有害鳥獣被害の増加
 - ・ 優良農地の遊休化
 - ・ 後継者や新規就農の人材確保

- 中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化等で耕作の継続が困難となった場合は、その耕作地の近隣の中核的担い手が耕作を引き継ぐこととし、中核的担い手の耕作地が点在しないよう調整することを基本に置き、地域内農地利用計画を策定し実行する。

- 上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・ 担い手農家数戸が目指す営農規模を確保できる農地を優先的に確保し、集積かつ連続した農地エリアを設定する。
- ・ 特産作物、収益性の高い作物を栽培するエリアとして、集落に近く、水利、防風、日照等を配慮した農地利用区分を設定する。



2. 作成経緯

当初作成年次 令和3年3月（実質化）（目標地図作成）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

目標地図については、人・農地プランを作成する中で、作成すべきもの、必要なものと考えていた。中核的担い手の耕作地が点在しないよう調整することを基本に、担い手農家が目指す営農規模を確保できる農地を優先的に確保し、集積かつ連続した農地エリアを設定するため目標地図を作成した。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

河辺地区は多様性のある地域であるため、一人一人に問題意識も持ってもらうことに時間を要し、区民に協力する価値を見つけてもらう必要があったが、農業者以外の区民に農業について認識を持ってもらうのは難しく、認識の違いを読み取ることが難しかった。農家自身も農業を地域づくりの一つとして考え、地区の取組として認識を持ってもらう必要があった。

【課題や意見への対応】

農家のことだけではなく、地域づくりの一つとして話し合いを行った。話す場に人が来ることが重要で、地道な積み上げを大事にした。何年か後に集約されればよいと考え、まずは耕作不能になれば相談に乗るとしておき、根気よく話すことで集積へ協力いただけることもあった。

また、農家や有識者で構成する河辺農業者会議を立ち上げた。区内農業に関する課題や解決策を検討しており、区内の農業の将来を考える場合は農家の考えも反映される場になると考えている。

【出し手・受け手の意識の変化】

アンケートにより地図を作成したことで、現時点の認識を共有できた。地図は農家だけでなく、地域の人にも共有しており、耕作できない人の情報があれば、誰かが耕作しなくてはならないとの話も出てくるようになった。

出し手も地図により耕作者の分散状況や獣害、農道水路等の現状がよくわかり、受け手の勝手な希望ではなく切実な状況としてとらえられ、より出し手も受け手も一体となった集落の方向性が議論として深まった。また、受け手もアンケートだけでは思いが表しにくかったが、地図を見ながらであると受け手同士の意思疎通も図られ、個人の思いを通すだけでなく受け手全体が良くなるためへの建設的な議論へとつながった。

4. 目標地図

【当初令和3年】



【目標地図(5年後)】



目標地図作成の先行事例【都治地区】 島根県江津市

地区の主な作物	水稲、野菜	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	51ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	7 ha
中心経営体数	4 経営体（認農法3、認就1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

- ・ 地区内の農業者の高齢化（70歳以上66%）
- ・ 中心経営体の経営基盤強化と新たな受け手の確保

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 中心経営体を中心に農地集約
- ・ 他地域からの担い手やU I ターン者の受入促進
- ・ 多面的機能支払交付金対象組織の保全活動により集約しやすい環境を整備

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・ 人材確保（外部人材の呼び込み等）
- ・ 新規・特産化作物（高収益作物の導入、梅栽培等検討）
- ・ 鳥獣被害防止（捕獲、防護対策の強化等）
- ・ 集落農業の発展（農地保全の協力体制構築）
- ・ その他（担い手の分散錯誤解消に向けた協議等）



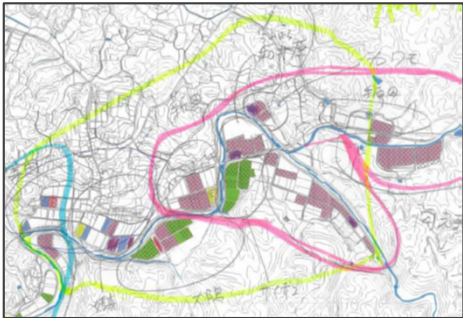
3. 目標地図の作成プロセス(その2)

- ・ 令和3年10月、ビジョン会議にて地区内の担い手毎の意向（どこでどのような農業をしたいか等）を把握。将来の土地利用を見据え、守れる農地、守り切れない農地、耕作条件が最低限整備された区域を図化したゾーニング原図を作成（「都治地区ゾーニング原図」参照）。
- ・ 令和4年2月、まずWCSの導入実証する地域で、農地の効率的な利用に向けて、担い手間の農地交換を実施。農地交換に当たっては、ビジョン会議で話し合いを重ね、中心経営体3経営体の間で8筆（2ha）を交換し、分散錯図を解消（「4. 目標地図」参照）。
- ・ 令和4年度はゾーニング原図の実現に向け重点的な取組を予定（農地交換の検証、ゾーニング案作成、住民への周知等）。農地利用調整は担い手間での農地交換が中心だが、地区内で受け手のない農地が出そうな時は、効率的な農地利用が図られるよう、どの担い手が受けるかを検討していく。

※ビジョン推進会議メンバー

担い手十人・農地プラン推進チーム会議構成員
（市担当者、農業委員会、農地バンク）

都治地区ゾーニング原図



2. 作成経緯

当初作成年次 平成26年2月（江津地区として作成）
変更年次 平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月
（実質化） 令和2年3月（都治地区）

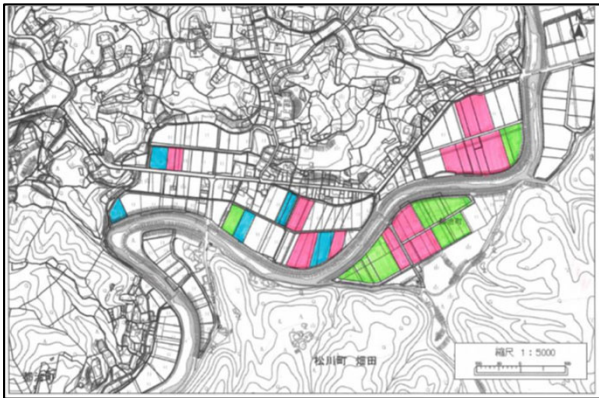
3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

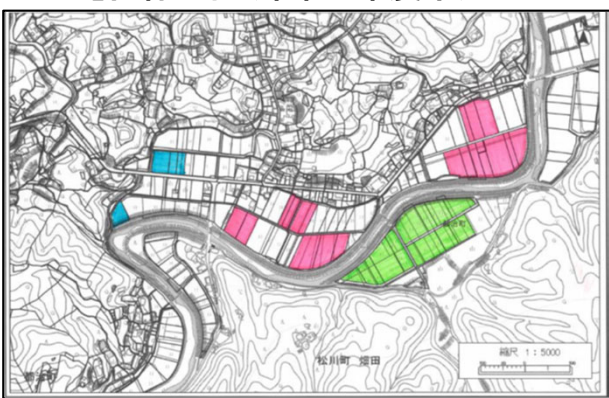
- ・ 江津市は、令和2年度までに作成した市内45地区の実質化プランの実行に当たって、担い手不足の中、地区毎の取組には限界を感じ、令和3年度には45地区を9エリアに統合区分し、各エリア別にビジョン推進会議を設置。
- ・ 都治地区は近隣の波積地区と合わせ、都治・波積エリアとしてビジョン推進会議を設定。会議を定期的に開催しプランの実行に取り組んでおり、令和3年10月、都治・波積広域ビジョンを作成。

4. 目標地図

【令和3年度当初】



【目標地図(令和3年度末)】



農地の効率的な利用に向けた農地交換（3経営体間で8筆 2haの農地を交換）

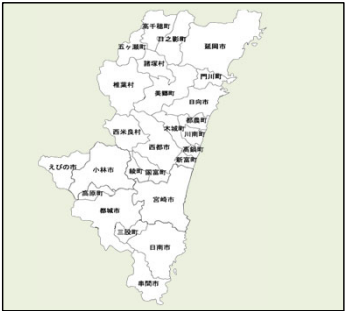
目標地図作成の先行事例【A地区】宮崎県B市

地区の主な作物	水稲、露地野菜、飼料作物	地域区分	都市的地域（統計区分）
地区内の耕作面積	63ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	43ha
中心経営体数	20経営体（認農11等）		

1. 地区の概要

○地区の課題

本地区は県北最大の水田地帯の一つであるものの、区画が狭小で道路も狭く、湿田が多いなど大型機械による高生産性農業の展開が難しい状況にある。このような中で農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、将来の農地利用に不安を抱えていた。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

ほ場整備による大区画化や道路・用排水路の整備並びに湿田の汎用化を契機として将来の農地利用について地域の合意形成を図り、担い手への農地の集積・集約化を目指す。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・ ほ場整備事業の実施計画策定に当たっては、賃貸借希望の各農家毎の意向及び担い手農家の規模拡大意向に即したものとなるよう調整を行う。
- ・ 認定農業者等の担い手とともに集落営農の育成を図る。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成28年 3月
最終変更年次 令和4年 3月（実質化・目標地図作成）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（経営体育成型））に取り組むため、担い手への農地の集積・集約化を図る土地利用計画図を作成する必要があった。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

土地利用計画図の作成を行うに当たって必要な区域内の農業者の意向の把握・取りまとめを行うため、令和2年12月から令和4年2月までにかけて、地元代表や行政機関、関係団体で構成する「〇〇地区ほ場整備協議会」の定例会議や、協議会内に設置した推進委員会（事業採択に向け、地元権利者等に推進協力をお願いする組織）での協議（計12回）の他、土地改良区の協力の下、令和3年3月には農業者へのアンケート調査を行った。

【課題や意見への対応】

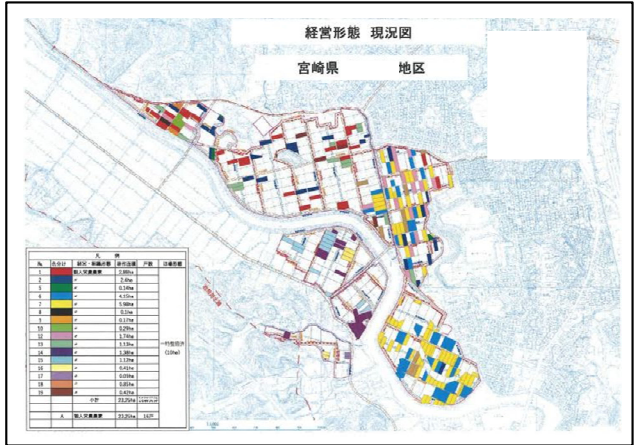
図面への落とし込みでは、農業者の意向にできるだけ沿う形としつつ、機構集積協力金（地域集積協力金）の申請を視野に入れ、機構を活用した担い手への集積・集約化に繋がる配分となるよう調整を行った。調整に当たっては、協議会や推進委員会での説明のほか、必要に応じて協議会役員や推進委員会委員が農業者を戸別訪問するなど丁寧に対応し、理解を得た。

【出し手・受け手の意識の変化】

図面によって個々の農業者が地域全体の現況と将来の農地利用の姿について、共通認識を持つことができ、集積・集約化に取り組む必要性の理解向上に繋がった。

4. 目標地図

【当初(令和4年)】



【目標地図(令和12年)】

